

12月3日から12月9日までは

「障害者週間」は、障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい福祉への関心と理解を深めること等を目的に作られました。

この機会に障がいのある人に対する理解を深め、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うことが大切です。

障がい者とは

心や体のはたらきに障がいがあることによって、その障がいや社会におけるバリアにより日常生活や社会生活が困難になっている人をさします。



障がいがある人への適切な配慮を

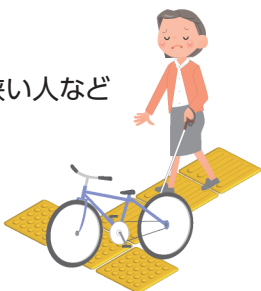
障がいのある人の目線で考えると駅や交通機関、お店や施設で不便さを感じるがたくさんあります。困っている障がいのある人を見かけた際には、積極的に声をかけ、無理のない範囲でお手伝いをして、地域の中で助け合いましょう。

障がいの種類や個人の障がいの程度によって求められる対応の仕方が異なります。そのため、本当に必要とされている支援を確認することが大切です。

視覚障がい

全く見えない人、見える範囲が狭い人など見え方に違いがあります。

配慮の例 点字ブロックの上や周辺に物を置いたり、立ち止まって道を塞がないようにする。



聴覚障がい

全く聞こえない人や雑音が混ざってしまう人など聞こえ方がさまざまです。

配慮の例 筆談や手話、口話など会話方法を確認する。話すときは簡潔に情報を伝える。



肢体不自由

手や足、体幹に障がいがあり、思うように体が動かせない人がいます。

配慮の例 ドアの開閉や車いすを使用している人の移動をお手伝いする。



内部障がい

心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、HIVによる免疫機能の障がいなどで環境の影響を受ける人がいます。

配慮の例 たばこは喫煙所で吸うなど公共の場でのルールを守る。



知的障がい

知的機能の障がいがあり日常生活や社会生活に支障が出る人がいます。

配慮の例 ゆっくりやさしい口調で話しかける。難しい言葉やあいまいな表現をせず、写真や絵を使って説明する。



精神障がい

統合失調症やうつ病などのところの病気によって日常生活や社会生活に支障が出る人がいます。

配慮の例 ゆっくりとやさしい口調で話しかけ、不安を感じさせないように対応する。

